

福山市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（平成31年）4月26日

福山市監査委員	近藤	洋	児
福山市監査委員	山下		清
福山市監査委員	池上	文	夫
福山市監査委員	五阿彌	寛	之

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

総務局 市立大学事務局

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>学務課</p> <p>福山市立大学スクールバス運行業務について</p> <p>当該業務は、学外で実施する授業において、学生の移動手段を保障することを目的に、スクールバスの運行業務を委託により実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、設計金額に応じて一般競争入札又は見積り合わせによる随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>予定価格の設定に当たっては、福山市契約規則を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（平成31年）2月21日に市立大学事務局全体での研修を実施し、職員間における指摘事項の内容の共有化を図るとともに、2018年（平成30年）12月19日以降に契約したスクールバス運行業務に係る予定価格調書の作成に当たっては、調書に記載する金額が適正な額となっていることを複数職員で確認した上で、予定価格調書を作成している。</p>